



**令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る
令和6年度特定保健指導委託契約書**



令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、別紙1「委託元市町一覧表」に掲げる守山市ほか16市町（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

2 特定保健指導は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）に基づき、別紙2のとおりとする。

3 業務は、別紙3-1及び別紙3-2に掲げる乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。）で行うものとする。

なお、原則として契約締結後の実施機関の追加、削除は行わないこととするが、次の条件下において実施機関の追加等が実施できるものとする。

（1）新規条件での折衝・契約は行わず、既存の契約への追加（実施機関一覧表への追加）のみ行う。

（2）追加等については、4半期毎に行う。（但し、6月末、9月末、12月末のみ、3月は行わない）なお、乙は甲に書面により通知するものとし、これにより変更契約をすることなく実施機関一覧表の変更がなされたものとする。

4 特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。本契約においては滋賀県国民健康保険団体連合会。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定保健指導の対象者は、実施機関に被保険者証及び甲が発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、前年度内に初回面接を終了した者も対象とする。なお、当該対象者は、実施機関に対して被保険者証を提示した者とし、当該実施機関において、十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料の単価)

第5条 委託料の単価は、別紙4「料金内訳書」のとおりとする。

(消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い)

第6条 この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率又は地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した健診等に係る委託料は変更後の税率を適用して計算する。

2 前項における具体的な取扱いは、厚生労働省が発出している「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）に準拠するものとする。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定保健指導の行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定保健指導利用券等の券面に示された利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「料金内訳書」に定める支払い条件に基づき、代行機関に請求するものとする。ただし、やむを得ない場合は、実施機関は甲に直接請求をすることができるものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

4 第2項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部又は全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月の末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。ただし、実施機関から甲に直接請求があった場合は、甲は実施機関に直接支払うことができるものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再度、前条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、第3条に掲げる書類を確認せずに特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、第3条に掲げる書類を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。ただし、資格喪失後受診など、やむを得ない場合は、甲は実施機関に直接支払うことができるものとする。

3 実施機関において、第3条に掲げる書類に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の動機付け支援・積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの費用を別紙4の料金内訳書に基づき代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を別紙4の「料金内訳書」に基づき代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

（譲渡の禁止）

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはな

らない。

(事故及び損害の責任)

- 第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
 - 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び甲において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

- 第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力でないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

委託者 (甲)

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市ほか16市町契約代表者

守山市長 森中 高史



受託者 (乙)

滋賀県栗東市緒一丁目10番7号

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越智 眞



(別紙)

令和 6 年 4 月 1 日

委任状

(委任者) 住所 大津市御陵町 3 番 1 号

保険者名 大津市

代表者名 大津市長 佐藤健司 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙 1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和 5 年度に特定健康診査を実施した者に係る令和 6 年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 2 2 号

氏名 : 守山市

市長 森中 高史

(別 紙)

令和 6 年 4 月 / 日

委 任 状

(委任者) 住 所 彦根市元町4番2号

保険者名 彦根市

代表者名 彦根市長 和田裕行



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森 中 高 史

(別紙)

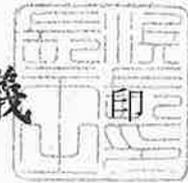
令和 6 年 4 月 1 日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県長浜市八幡東町632番地

保険者名 長 浜 市

代表者名 長浜市長 浅見 宣 義



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市 長 森 中 高 史

(別 紙)

令和 6 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

保険者名 近江八幡市

代表者名 近江八幡市長 小 西

理



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森 中 高 史

(別紙)

令和 6 年 4 月 / 日

委任状

(委任者) 住 所 草津市草津三丁目 13-30

保険者名 草津市

代表者名 市 長 橋 川 涉 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市 長 森 中 高 史

(別紙)

令和6年4月1日

委任状

(委任者) 住所 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
保険者名 野洲市
代表者名 栢木 進 印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 2 2 号
氏名 : 守山市

市長 森 中 高 史

(別 紙)

令和 6 年 4 月 / 日

委 任 状

(委任者) 住 所 湖南省中央一丁目1番地

保険者名 湖南省

代表者名 湖南省長 生田 邦夫



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市 長 森 中 高 史

(別紙)

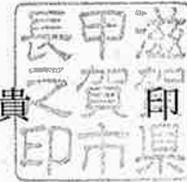
令和 6 年 4 月 1 日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

保険者名 甲賀市

代表者名 甲賀市長 岩永 裕貴



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森中 高史

(別 紙)

令和 6 年 4 月 / 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

保険者名 高島市

代表者名 高島市長 福 井 正 明



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙 1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和 5 年度に特定健康診査を実施した者に係る令和 6 年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 2 2 号

氏名 : 守山市

市 長 森 中 高 史

(別紙)

令和 6 年 4 月 7 日

委任状

(委任者) 住所 滋賀県栗東市一丁目13番33号

保険者名 栗東市

代表者名 栗東市長 竹村 健



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森中 高史



(別紙)

令和6年4月 / 日

委任状

(委任者) 住所 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

保険者名 日野町

代表者名 町長 堀江和博



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森中 高史

(別紙)

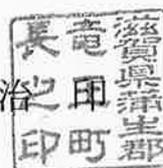
令和 6 年 4 月 / 日

委任状

(委任者) 住所 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

保険者名 竜王町

代表者名 竜王町長 西田 秀治



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 2 2 号

氏名 : 守山市

市長 森 中 高 史

(別紙)

令和 6 年 4 月 / 日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
保険者名 愛荘町国民健康保険
代表者名 愛荘町長 有村国知 印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
氏名 : 守山市
市長 森中 高史

(別紙)

令和6年4月1日

委任状

(委任者) 住所 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地

保険者名 豊郷町

代表者名 豊郷町長 伊藤 定勉



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森 中 高 史

(別 紙)

令和6年 4月 / 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1

保険者名 甲良町

代表者名 甲良町長 寺本 純二



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

氏名 : 守山市

市長 森中 高史

(別 紙)

令和 6 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地
保険者名 多 賀 町
代表者名 多賀町長 久保久良



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定保健指導（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約書」及び「事故及び損害の責任についての覚書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
氏名 : 守山市
市長 森 中 高 史

委託元市町一覽表

委託元市町名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		
				動機付け支援	積極的支援	健診当日初回面接(動機付け支援・積極的支援)
大津市	520-8575	滋賀県大津市御陵町3番1号	077-523-1234	○	○	○
彦根市	522-8501	滋賀県彦根市元町4番2号	0749-30-6112	○	○	○
長浜市	526-8501	滋賀県長浜市八幡東町632番地	0749-65-6512	○	○	○
近江八幡市	523-8501	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	0748-36-5501	○	○	○
草津市	525-8588	滋賀県草津市草津三丁目13番30号	077-561-2366	○	○	×
守山市	524-8585	滋賀県守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1120	○	○	×
野洲市	520-2395	滋賀県野洲市小篠原2100番地1	077-587-6081	○	○	×
湖南市	520-3288	滋賀県湖南市中央一丁目1番地	0748-71-2324	○	○	×
甲賀市	528-8502	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2140	○	○	×
高島市	520-1592	滋賀県高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8078	○	○	○
栗東市	520-3088	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-1807	○	○	○
日野町	529-1698	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6584	○	○	×
竜王町	520-2592	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地	0748-58-3702	○	○	○

愛荘町	529-1380	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川7 2番地	0749-42-7692	○	○	×
豊郷町	529-1169	滋賀県犬上郡豊郷町石畑37 5番地	0749-35-8117	○	○	○
甲良町	522-0244	滋賀県犬上郡甲良町大字在士 353番地1	0749-38-5063	○	○	×
多賀町	522-0341	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324番地	0749-48-8114	○	○	×

特定保健指導内容表

特 定 保 健 指 導	動機付け支援	1. 面接による支援（次のいずれか） ① 1人20分以上の個別支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上） ② 1グループおおむね80分以上のグループ支援（1グループおおむね8名以下とする。）（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね90分以上） 2. 実績評価 ① 3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施 ※詳細は、別添 特定保健指導「動機付け支援」業務仕様書のとおり		
	積極的支援	初回面接の形態		動機付け支援と同様の支援
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	支援A（積極的関与）のみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援B（励まし）の合計で180ポイント以上の支援を実施すること
			主な実施形態	① 支援A・支援Bの内容及び基本的なポイントは、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」【平成30年度版】を参照のこと ② 継続的支援は支援中に直接面接（個別・グループ）支援を必ず1回以上実施すること
		終了時評価の形態		3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施
※詳細は、別添特定保健指導「積極的支援」業務仕様書のとおり				

特定保健指導「動機付け支援（動機付け支援相当）」業務仕様書

1. 委託業務

(1) 業務名 特定保健指導「動機付け支援」業務

(2) 業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律第24条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第7条及び厚生労働省告示第91号に定めるところにより、特定保健指導「動機付け支援」を行う。

(3) 基本的事項

- ①自分自身で健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な行動を継続的に実践できるようになることが目的である。
- ②特定保健指導が必要な対象者が受けやすい体制を整える。
- ③指導者は、専門的な知識と技術により、対象者が定着可能な計画や目標の設定を行うことについて、効果が上がるよう保健指導・支援を行う。

(4) 業務内容

①特定保健指導業務委託料

特定保健指導業務委託料の経費は、面接による支援実施後、終了時評価実施後の2回払いとする。結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

②特定保健指導の記録

特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等については、保険者が一部または全部を実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は保険者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

2. 動機付け支援プログラムについて

(1) 目的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになること。

(2) 対象者：別紙「特定保健指導階層化の流れ」参照

特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び保険者の発行する特定保健指導利用券等を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の

内容を十分に確認の上、実施すること。

(3) 実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 実施会場：滋賀県医師会会員のうち、特定保健指導登録医療機関

(5) 内容の基本事項：特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第7条及び、厚生労働省告示第91号を遵守する。

(6) 保健指導実施方法

①実施形態

〈面接による支援〉次のいずれか

○1人20分以上の個別支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上）

○1グループおおむね80分以上のグループ支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね90分以上）。なお1グループはおおむね8名以下とする。

〈3か月経過後の評価〉次のいずれか

○個別支援 ○グループ支援 ○電話 ○電子メール 等
面接による評価が望ましいが、電話等でもよい。

②実施内容

〈面接による支援〉

- ・生活習慣と健診結果との関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者が生活習慣改善の必要性に気付き、自分のこととして重要であることを認識できるように支援する。
- ・対象者が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活習慣を続けるデメリットについて理解できるように支援する。
- ・対象者の生活習慣の振り返り、行動目標や行動計画、評価時期の設定をについて話し合い、それらの設定や策定ができるように支援する。
- ・体重・腹囲の計測方法について説明する。
- ・食生活、身体活動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。
- ・必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。

〈行動計画の実績評価〉

- ・行動計画の実績評価は、対象者の行動変容の成果を把握すると共に、保健指導の質を評価するものである。
- ・設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。
- ・必要に応じて評価時期を設定して、対象者が自ら評価すると共に、3か月経過後に保健指導実施者による評価を行い、評価結果を対象者に提供する。
- ・評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定するが、体重および腹囲は必須である。
- ・今後、どのようにしていきたいか確認し、取組がうまく進まない場合や状態の改善が見られなかったり、悪化が想定される場面についての対応策を助言する。
- ・次年度にも継続して健診を受診するよう勧める。
- ・特定保健指導利用者に対する実績評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による

督促を行ったにもかかわらず確認が取れず、評価ができない場合は、督促等の実施記録（「実績評価ができない場合の確認回数」を医療保険者に報告）をもって終了とみなす。

- 行動計画の実績評価の実施者は、初回面接を行った者と同一の者とするを原則とするが、統一的な実施計画及び報告書を用いる、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされている場合は、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。また、保険者と保健指導の外部委託先との間で適切に対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面接実施者、実績評価を行う者が同一機関であることを要しない。

特定保健指導「積極的支援」業務仕様書

1. 委託業務

(1) 業務名 特定保健指導「積極的支援」業務

(2) 業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律第24条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第8条及び厚生労働省告示第91号に定めるところにより、特定保健指導「積極的支援」を行う。

(3) 基本的事項

- ①初回面接支援以降3ヶ月以上の継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けて必要な生活習慣改善の実践(行動)について特定保健指導支援計画に基づいて定期的な支援を実施する。支援プログラム終了後には、改善が図られた後の行動を対象者が継続できることをめざす。
- ②健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活を明確にする。その上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。
- ③支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるように定期的・継続的に介入する。

(4) 業務内容

①特定保健指導業務委託料

特定保健指導業務委託料の経費は、初回時の面接による支援終了後、実績評価終了後の2回払いとする。但し、3ヶ月以上の継続的な支援中に脱落等により終了した場合は、実施済ポイント数の割合を乗じた金額を支払。結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

②特定保健指導の記録

特定保健指導支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等については、保険者が一部または全部を実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は保険者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

2. 積極的支援プログラムについて

(1) 目的：定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践(行動)に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。

(2) 対象者 別紙「特定保健指導階層化の流れ」参照

特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び保険者の発行する特定保健指導利用券等を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施すること。

(3) 実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 実施会場：滋賀県医師会会員のうち、特定保健指導登録医療機関

(5) 内容の基本事項：特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第8条、及び、厚生労働省告示第91号を遵守する。

(6) 保健指導実施方法

①実施内容

詳細については、標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】及び特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）参照

〈初回時の面接による支援〉

○動機付け支援の〈面接による支援〉と同様の支援。

〈3か月以上の継続的な支援〉

○支援A（積極的関与）及び支援B（励まし）によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bとの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。

支援A（積極的関与タイプ）

○行動計画の実施状況の確認を行い、食生活・身体活動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導を行う。

○中間評価として、取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、生活習慣の振り返りを行い、必要があると認めるときは、行動目標や計画の再設定を行う。

支援B（励ましタイプ）

○行動計画の実施状況の確認と行動計画に掲げた行動や取組を維持するために賞賛や励ましを行う。

〈行動計画の実績評価〉

○行動計画の実績評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。

○設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。

- 必要に応じてより評価時期を設定して、対象者が自ら評価すると共に、3か月以上の継続的な支援終了後に保健指導実施者による評価を行い、評価結果を対象者に提供する。
- 評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定するが、体重及び腹囲は必須である。
- 今後、どのようにしていきたいか確認し、取組がうまく進まない場合や状態の改善が見られなかったり、悪化が想定される場面についての対応策を助言する。
- 次年度にも継続して健診を受診するように勧める。
- 継続的な支援の最終回と一体的に実施しても差し支えない。
- 中間評価や行動計画の評価の実施者は、初回面接を行った者と同一の者とするを原則とするが、統一的な実施計画及び報告書を用いる等、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされている場合は、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。また、保険者と保健指導の外部委託先との間で適切に対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面接実施者、中間評価実施者、実績評価を行う者が同一機関であることを要しない。

②支援形態

〈初回時の面接による支援〉

- 動機付け支援の〈面接による支援〉と同様の支援。

〈3か月以上の継続的な支援〉

支援A(積極的関与タイプ)

- 初回面接支援の際に作成した特定保健指導支援計画及び実施報告書、支援計画の実施状況を確認するため、対象者の行動計画への取組とその評価等について記載したものの提出を求め、それらの記載に基づいた支援を行う。
- 個別支援A(情報通信技術を活用した遠隔面接を含む)、グループ支援A(情報通信技術を活用した遠隔面接を含む)、電話支援A、電子メール支援A(電子メール、FAX、手紙等)から選択して支援する。

支援B(励ましタイプ)

- 支援計画の実施状況の確認と励ましや賞賛をする支援をいう。
- 個別支援B(情報通信技術を活用した遠隔面接を含む)、電話支援B、電子メール支援B(電子メール、FAX、手紙等)から選択して支援する。

〈行動計画の実績評価〉

- 行動計画の実績評価は、面接又は通信等を利用して行う。

留意点

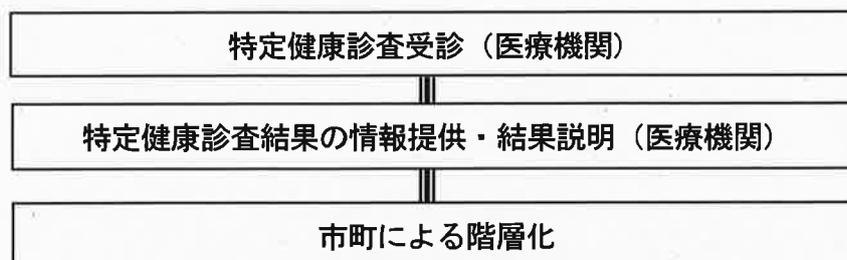
(支援ポイントについて)

- 1日に1回の支援のみカウントすることとし、同日に複数の支援形態による支援

を行った場合は、最もポイントの高い支援形態のもののみをカウントする。

- 保健指導と直接関係のない情報（保健指導に関する専門的知識・技術の必要ない情報：次回の約束や雑談等）のやりとりは支援時間に含まない。
- 電話又は電子メールによる支援においては、双方向による情報のやり取り（一方的な情報の提供（ゲームやゲーミングリスト等による情報提供）は含まない）をカウントする。
- 電話又は電子メールのみで継続的な支援を行う場合には、電子メール、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受けること。なお、当該行動計画表の提出や、作成を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、継続的な支援としてカウントしない。
- 特定保健指導利用者に対する実績評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による督促を行ったにもかかわらず確認が取れず、評価できない場合は、督促の実施記録（「実績評価ができない場合の確認回数」を医療保険者に報告）をもって終了とみなす。

特定保健指導階層化の流れ



特定保健指導の対象者判定のための階層化の基準

腹囲	追加リスクⅠ			追加リスクⅡ	対象年齢	
	①血糖	②脂質	③血圧	④喫煙歴	40～64歳	65～74歳
≥ 85 cm (男性) ≥ 90 cm (女性) (もしくは内臓脂肪 ≥ 100 cm ²)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

※ 追加リスクⅠの判定値

- ①血糖：空腹時血糖100mg/dl以上、またはヘモグロビンA1c 5.6% (NGSP値)以上
- ②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDL 40mg/dl未満
- ③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

※ 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※ 65～74歳の者は、積極的支援の分類になった場合でも動機付け支援の対象とする。

※ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用中の者については、継続的に医療機関を受診しているので、生活習慣の改善支援については、医療機関において継続的な医学管理の一環として行われることが適当である。そのため、医療保険者による特定保健指導を義務とはしない。しかしながら、きめ細やかな生活習慣改善支援や治療中断防止の観点から、主治医と保険者が連携した上で保健指導を行うことも可能である。

実施機関一覧表

健診・保健指導 機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
2510100015	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	520-0846	大津市富士見台16-1	077-537-3101
2510105170	医療法人緑生会 南大津クリニック	520-2263	大津市大石中一丁目6-6	077-546-1122
2510106251	医療法人 西山医院	520-0025	大津市皇子が丘二丁目2-12	077-523-2078
2510107135	医療法人博悠会 かわむら医院	520-0854	大津市鳥居川町4-25	077-537-0643
2510107218	医療法人社団あかつき会 たけだクリニック	520-0105	大津市下阪本2丁目20-57	077-572-8088
2510107374	市立大津市民病院	520-0804	大津市本宮二丁目9-9	077-526-8370
2510202357	彦根中央病院	522-0054	彦根市西今町421	0749-23-1211
2510300870	寛医院	526-0832	長浜市大東町56	0749-62-7330
2510301373	市立長浜病院	526-8580	長浜市大戌亥町313	0749-68-2300
2510401694	公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリス記念病院	523-0805	近江八幡市円山町927-1	0748-32-5211
2510500503	東近江敬愛病院	527-0025	東近江市八日市東本町8-16	0748-22-2222
2510501410	医療法人布引内科クリニック	527-0072	東近江市布引台1丁目980	0748-20-1255
2510601962	医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院	525-0054	草津市東矢倉3-34-52	077-567-3610
2510601970	社会医療法人誠光会 南草津健診センター	525-0050	草津市南草津2-3-7	077-599-1530
2511200194	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	520-3046	栗東市大橋二丁目4-1	077-552-1221
2511201093	KKCウエルネス栗東健診クリニック	520-3016	栗東市小野501-1	077-551-0500
2511301232	市立野洲病院	520-2331	野洲市小篠原1094	077-587-1332
2511401628	医療法人社団仁生会 甲南病院	520-3321	甲賀市甲南町葛木958	0748-86-3131
2511402261	公立甲賀病院	528-0074	甲賀市水口町松尾1256	0748-62-0234
2511500577	医療法人社団昂会 日野記念病院	529-1642	蒲生郡日野町上野田200-1	0748-53-1201
2511800019	公益財団法人 豊郷病院	529-1168	犬上郡豊郷町八目12	0749-35-3001
2512200995	医療法人 ながおか医院	520-1621	高島市今津町今津1487	0740-22-2030
2512201043	医療法人 マキノ病院	520-1822	高島市マキノ町新保1097	0740-27-0099
2512300274	湖南省市立水戸診療所	520-3202	湖南省市西峰町1-1	0748-75-0180
2512300399	医療法人 小川診療所	520-3107	湖南省市石部東二丁目5-38	0748-77-8082
2519900209	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院	529-1803	甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101
2520700010	一般財団法人 滋賀保健研究センター	520-2304	野洲市永原上町664	077-587-3588
2520700044	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	520-0834	大津市御殿浜6-28	077-536-5210
2520900024	KKCウエルネスひこね健診クリニック	522-0010	彦根市駅東町15-1	0749-24-3011
2510100155	大津赤十字病院	520-8511	大津市長等一丁目1-35	077-522-5165
2510103571	医療法人滋賀勤労者保健会 坂本民主診療所	520-0113	大津市坂本六丁目25-30	077-579-7121
2510103605	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	520-0232	大津市真野五丁目1-29	077-573-4321
2510106277	いのうえ内科クリニック	520-0026	大津市桜野町二丁目4-7	077-510-2810
2510107630	医療法人滋賀勤労者保健会 膳所診療所	520-0817	大津市昭和町2-17	077-524-8114

健診・保健指導 機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
2510107903	粟津診療所	520-0833	大津市晴嵐一丁目19-26	077-537-0501
2510108117	医療法人碧滄会 青地うえだクリニック	520-0044	大津市京町一丁目3-33	077-522-3940
2510301530	医療法人社団 江村医院	529-0354	長浜市湖北町山本1178	0749-79-0007
2510301837	セフィロト病院	526-0045	長浜市寺田町257	0749-62-1652
2510302025	にしあざい診療所	529-0721	長浜市西浅井町大浦2590	0749-89-0012
2510601160	医療法人 九谷医院	525-0032	草津市大路一丁目18-31	077-562-2270
2510700392	社会福祉法人恩賜財団済生会守山市民病院	524-0022	守山市守山四丁目14-1	077-582-5151
2512201266	まつもと整形外科	520-1501	高島市新旭町旭870-20	0740-25-8201

令和5年度内に初回面接を行った実施機関で、令和6年度に終了時評価を実施する機関

実施機関一覧表

健診・保健指導 機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
2510202357	彦根中央病院	522-0054	彦根市西今町421	0749-23-1211
2510300870	箕医院	526-0832	長浜市大東町56	0749-62-7330
2510401694	公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリズ記念病院	523-0805	近江八幡市円山町927-1	0748-32-5211
2510500503	東近江敬愛病院	527-0025	東近江市八日市東本町8-16	0748-22-2222
2510601962	医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院	525-0054	草津市東矢倉3-34-52	077-567-3610
2511500577	医療法人社団昂会 日野記念病院	529-1642	蒲生郡日野町上野田200-1	0748-53-1201
2512200995	医療法人 ながおか医院	520-1621	高島市今津町今津1487	0740-22-2030
2512201043	医療法人 マキノ病院	520-1822	高島市マキノ町新保1097	0740-27-0099
2512300399	医療法人 小川診療所	520-3107	湖南省市石部東二丁目5-38	0748-77-8082
2510100015	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	520-0846	大津市富士見台16-1	077-537-3101
2510105170	医療法人緑生会 南大津クリニック	520-2263	大津市大石中一丁目6-6	077-546-1122
2510106251	医療法人 西山医院	520-0025	大津市皇子が丘二丁目2-12	077-523-2078
2510107135	医療法人博悠会 かわむら医院	520-0854	大津市鳥居川町4-25	077-537-0643
2510107374	市立大津市民病院	520-0804	大津市本宮二丁目9-9	077-526-8370
2510301373	市立長浜病院	526-8580	長浜市大戌亥町313	0749-68-2300
2510501410	医療法人布引内科クリニック	527-0072	東近江市布引台1丁目980	0748-20-1255
2510601970	社会医療法人誠光会 南草津健診センター	525-0050	草津市南草津2-3-7	077-599-1530
2511200194	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	520-3046	栗東市大橋二丁目4-1	077-552-1221
2511201093	KKCウエルネス栗東健診クリニック	520-3016	栗東市小野501-1	077-551-0500
2511301232	市立野洲病院	520-2331	野洲市小篠原1094	077-587-1332
2511401628	医療法人社団仁生会 甲南病院	520-3321	甲賀市甲南町葛木958	0748-86-3131
2511402261	公立甲賀病院	528-0074	甲賀市水口町松尾1256	0748-62-0234
2511800019	公益財団法人 豊郷病院	529-1168	犬上郡豊郷町八目12	0749-35-3001
2512300266	湖南省市立石部診療所	520-3107	湖南省市石部東五丁目3-1	0748-77-4100
2519900209	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院	529-1803	甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101
2520700010	一般財団法人 滋賀保健研究センター	520-2304	野洲市永原上町664	077-587-3588
2520700044	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	520-0834	大津市御殿浜6-28	077-536-5210
2520900024	KKCウエルネスひこね健診クリニック	522-0010	彦根市駅東町15-1	0749-24-3011
2510100155	大津赤十字病院	520-8511	大津市長等一丁目1-35	077-522-5165
2510107630	医療法人滋賀勤労者保健会 膳所診療所	520-0817	大津市昭和町2-17	077-524-8114
2510108117	医療法人碧滄会 青地うえだクリニック	520-0044	大津市京町一丁目3-33	077-522-3940

健診・保健指導 機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
2510601160	医療法人 九谷医院	525-0032	草津市大路一丁目18-31	077-562-2270
2510700392	社会福祉法人恩賜財団済生会守山市民病院	524-0022	守山市守山四丁目14-1	077-582-5151
2512300324	あらまき内科クリニック	520-3247	湖南市菩提寺東3-6-22	0748-60-1306
2510106277	いのうえ内科クリニック	520-0026	大津市桜野町二丁目4-7	077-510-2810
2510107903	栗津診療所	520-0833	大津市晴嵐一丁目19-26	077-537-0501
2510301837	セフィロト病院	526-0045	長浜市寺田町257	0749-62-1652
2510302025	にしあざい診療所	529-0721	長浜市西浅井町大浦2590	0749-89-0012

令和5年度内に行った特定健康診査に基づき、令和6年度特定保健指導の初回面接及び終了時評価を実施する機関

料金内訳書

1. 特定健康診査等の料金

特定保健指導動機付け支援

区分	1人当たり 委託料単価 (上段:税抜、下段:税込)	支払条件等
①令和5年度内に初回面接を行い、令和6年度に実績評価を行った場合	1,715円 (1,886円)	◎実績評価終了後 残る保険者負担額の2/10を支払
②令和5年度内に行った特定健康診査に基づき、令和6年度に初回面接及び実績評価を行った場合	8,572円 (9,429円)	◎面接による支援終了後、自己負担額を徴収 左記金額から自己負担分を差し引き、残る金額が保険者負担額となる ①面接による支援終了後 保険者負担額の8/10(7,543円)を支払 ②実績評価終了後 残る保険者負担額の2/10(1,886円)を支払

特定保健指導積極的支援

区分	1人当たり 委託料単価 (上段:税抜、下段:税込)	支払条件等
①令和5年度内に初回面接を行い、令和6年度に実績評価を行った場合	20,000円 (22,000円)	◎実績評価終了後 残る保険者負担額の6/10を支払 (内訳:3ヶ月以上の継続的な支援が5/10(18,333円)、実績評価が1/10(3,667円))
②令和5年度内に行った特定健康診査に基づき、令和6年度に初回面接及び実績評価を行った場合	33,334円 (36,667円)	◎初回の面接による支援終了後、自己負担額を徴収 左記金額から自己負担分を差し引き、残る金額が保険者負担額となる ①初回の面接による支援終了後 保険者負担額の4/10(14,667円)を支払 ②実績評価終了後 残る保険者負担額の6/10(22,000円)を支払(内訳:3ヶ月以上の継続的な支援が5/10(18,333円)、実績評価が1/10(3,667円)) ※3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、保険者負担額の5/10(18,333円)に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

- ※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。
- ※2 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けられるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。(実施機関の責により実施できなかった場合は、費用を請求できない。)
- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
 - ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
※必要に応じて、保険者に連絡し、協力を求める。
 - ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うもの

とする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



覚 書

守山市ほか16市町（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県医師会（以下「乙」という。）は、令和6年4月1日付けで締結した令和5年度に特定健康診査を実施した者に係る令和6年度特定保健指導委託契約（以下「委託契約」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

甲及び乙は、委託契約第12条第2項の規定により、実施機関から協議があったときは、その解決に向けて互いに誠意を持って対応するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市ほか16市町契約代表者

守山市長 森中 高史



乙 滋賀県栗東市糺一丁目10番7号

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越智 眞

